

令和6年度 大阪地方労働審議会

第2回家内労働部会

議事要旨

- 1 日 時 令和6年11月27日（水）
午後1時27分～同3時30分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館4階 共用会議室 I
- 3 出席者 公 益を代表する委員 3 名
家内労働者を代表する委員 3 名
委 託 者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
(1)大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
(2)その他
- 5 議事要旨
(1) 前回（令和6年10月30日開催）家内労働部会に引き続いて、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について審議が行われ、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 家内労働者代表委員からは、特に直近3年間は、物価の上昇が過去に類を見ないほどの上昇率で推移しており、消費者物価指数も上昇しているが、最低工賃は平成28年以降改正されていない。家内労働者に対する委託は続けて行っていきたいという委託者の意向がある。家内労働者は高齢であり、年金の受給に加えて家内労働による収入を生計の足しとしている。大阪府における介護保険料は全国で最も高額となっており、家内労働者の技術伝承や、家内労働者が長く働き続けられる労働環境の維持という観点からも、最低工賃を引き上げる必要があるのではないかと主張があった。
 - ・ 委託者代表委員からは、対象家内労働者数もその委託者数も減少している。国家政策により最低賃金は大幅に引き上げられているが、我々のアパレル業界は利益を出せず立ち行かなくなっている状況で

あり、他の業界とは全く状況が異なっている。背広服に支出される額は前回改正された平成28年から大幅に減少しており、最低工賃を引き上げるタイミングではない。工賃は自律的に上がっているため、第三者が介入しなくてもよいのではないかとの主張があった。

(2) 審議の結果、前回の改正から8年が過ぎ、現在の最低工賃額と、労使間における約定工賃の最低額との間に生じた相当な乖離部分を埋め、実態に即した内容としていく必要があるとの共通認識に立った上で、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達した。